

いも焼酎の認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、鹿児島県内で製造された「いも焼酎」に適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
いも焼酎	さつまいもを主原料とし、酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第5項に定める酒類であり、そのうち連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（水以外の物品を加えたものを除く）。

第3 品質及び品質表示

いも焼酎の品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準	
品質	性状	1 いも焼酎固有の良好な香味を有していること。 2 異味異臭がないこと。	
	原材料	さつまいも	鹿児島県内で生産されたものであること。
		こうじ	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 米こうじ 2 鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ
	異物	混入していないこと。	
	内容量	表示重量に適合していること。	
表示	表示事項	食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年2月28日法律第7号）に基づいて表示すること。	
	特別表示事項及びその表示方法	1 鹿児島県産さつまいもを使用していることが分かる表示をすること。 2 特別表示事項は、一括表示とは別に表示すること。 ※ 一括表示中の原料原産地表示において、鹿児島県産さつまいもを使用していることが明記されている場合は、この限りではない。	

第4 品質管理

- 1 食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされていること。
- 2 製造管理責任者が設置されていること。